

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 31 日 (火) 第 93 号 の 19



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)

(人 事 課 取 扱 い) 1

規 則

鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 規 則 第 41 号

鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 (平 成 5 年 鹿 児 島 県 規 則 第 16 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 22 条 第 1 項 中 「 , 農 業 開 発 総 合 セ ン タ ー 茶 業 部 大 隅 分 場 」 を 削 り , 同 項 の 表 中

大島児童相談所	大島支庁長	を
農業開発総合センター茶業部大隅分場	農業開発総合センター茶業部長	
大島児童相談所	大島支庁長	に改める。

別表第 1 の 1 の 項 中 第 45 号 を 第 46 号 と し , 第 6 号 から 第 44 号 ま で を 1 号 ず つ 繰 り 下 げ , 第 5 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(6) 財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針等に関する事務 (法150①)					○			○	所長	
--	--	--	--	--	---	--	--	---	----	--

別表第 1 の 17 の 項 第 6 号 中 「 非 常 勤 職 員 」 の 次 に 「 (会 計 年 度 任 用 職 員 を 除 く 。) 」 を 加 え , 同 項 中 第 12 号 を 第 14 号 と し , 第 7 号 から 第 11 号 ま で を 2 号 ず つ 繰 り 下 げ , 第 6 号 の 次 に 次 の 2 号 を 加 え る。

(7) 会計年度任用職員 の任免					○			○	所長	
(8) 会計年度任用職員 の給与の額の決定					○			○	所長	

別表第 1 の 18 の 項 事 務 の 種 類 の 欄 中 「 営 利 規 則 」 の 次 に 「 , 鹿 児 島 県 非 常 勤 職 員 の 勤 務 時 間 , 休 暇 等 に 関 す る 規 程 (令 和 2 年 鹿 児 島 県 訓 令 第 3 号) を 「 規 程 」 を 加 え , 同 項 第 1 号 中 「 及 び 介 護 時 間 」 の 次 に 「 並 び に 規 程 第 24 条 第 2 項 第 7 号 に 規 定 す る 特 別 休 暇 」 を , 「 介 護 休 暇 」 の 次 に 「 若 し く は 同 項 第 6 号 に 規 定 す る 特 別 休 暇 」 を , 「 , 介 護 時 間 」 の 次 に 「 若 し く は 同 項 第 7 号 に 規 定 す る 特 別 休 暇 」 を 加 え , 「 14Ⅶ 」 を 「 14①Ⅶ 」 に 改 め , 「 19③ 」 の 次 に 「 , 規 程 22④ , 24② I , 26 , 27③ 」 を 加 え , 同 項 第 2 号 中 「 8 」 の 次 に 「 , 規 程 9 」 を 加 え , 同 項 第 3 号 中 「 8 の 8 」 の 次 に 「 , 規 程 11 , 14 , 17 」 を 加 え , 同 項 第 4 号 中 「 及 び 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 の 週 休 日 」 を 「 , 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 及 び 非 常 勤 職 員 の 週 休 日 又 は 勤 務 を 要 し な い 日 」

する事務	を確保するための方針並びにこれに基づき整備した体制について評価した報告書の作成及び議会への提出（法150④⑥）									
	(3) 財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針並びにこれに基づき整備した体制について評価した報告書の監査委員への審査の付託（法150⑤）			○						
	(4) 財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針並びにこれに基づき整備した体制について評価した報告書の公表（法150⑧）			○						

別表第 6 学事法制課の表 2 の項第 7 号中「經由（法30, 45, 50②, 64⑥, 政令 2 ① I）」を「經由等（政令 3 ① I ②）」に改め、同項第 9 号中「認可」の次に「及びそれに係る意見の聴取」を、「64⑤⑥⑦」の次に「〔31〕」を加え、同項第 11 号中「32①」を「32」に改め、同項第 13 号中「經由（法45, 64⑥, 政令 2 ① II）」を「經由等（政令 3 ① II ②）」に改め、同項第 14 号中「法45, 64⑥, 政令 3」を「政令 4」に改め、同項中第 15 号を削り、第 16 号を第 15 号とし、第 17 号を第 16 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(17) 学校法人が法第 62 条第 1 項の規定による解散命令により解散したときの清算人の選任（法50の 4 ②）				○				
--	--	--	--	---	--	--	--	--

別表第 6 学事法制課の表 2 の項第 18 号中「経由 (法 52, 64⑤, 政令 2 ①Ⅲ②)」を「経由等 (政令 3 ①Ⅲ②)」に改め, 同項第 20 号中「法 52②, 64⑤, 政令 3 Ⅱ」を「政令 4 Ⅱ」に改め, 同項第 22 号中「61①②」を「61 [60②③]」に改め, 同項第 25 号中「1」を「2」に改め, 同表 7 の項第 11 号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改め, 同表 23 の項第 7 号中「19, 」を削り, 同表 24 の項第 14 号中「42, 」を削る。

別表第 6 世界文化遺産課の表事務の種類欄中

「	世界文化遺産の管理保全, 普及啓発及び情報発信に関する事務	を	「	1 世界文化遺産の管理保全, 普及啓発及び情報発信に関する事務	に
---	-------------------------------	---	---	---------------------------------	---

改め, 同表に次の 1 項を加える。

2 通訳案内士法 (昭和 24 年法律第 210 号) の施行に関する事務 この項中通訳案内士法を「法」, 通訳案内士法施行規則 (昭和 24 年運輸省令第 27 号) を「省令」という。	(1) 地域通訳案内士 (世界文化遺産に係るものに限る。以下この項において同じ。) の登録並びにその拒否及びそれに関する意見聴取 (法 57 [20, 21])				○					
	(2) 地域通訳案内士登録証の交付, 訂正及び再交付 (法 57 [22, 23②, 24])				○					
	(3) 地域通訳案内士の登録の取消し等及び通知 (法 57 [25], 省令 37 [22 ①])			○						
	(4) 地域通訳案内士の登録の消除 (法 57 [26])			○						
	(5) 地域通訳					○				

	案内士登録簿の閲覧の承認(法57[27])																			
(6)	地域通訳案内士の知識及び能力の維持向上に関する措置(法59[33②])					○														
(7)	地域通訳案内士からの報告の徴収(法59[34])					○														
(8)	登録証の回収(省令37[22②])									○										
(9)	登録簿の登録の訂正等(省令37[23])									○										

別表第 6 国際交流課の表第 3 号中「8①③」を「8①②」に改める。

別表第 6 環境林務課(地球温暖化対策室を含む。)の表中22の項を23の項とし、21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項の次に次の1項を加える。

20	気候変動適応法(平成30年法律第50号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	地域気候変動適応計画の策定(法12)				○														
----	---	--------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 廃棄物・リサイクル対策課の表 9 の項第 8 号中「(法47③)」を「及び主務大臣への通知(法47③④)」に改め、同項中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13)	関係行政機関の長等に対する資料提出の要求等(法93②)					○														
------	-----------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 自然保護課(奄美世界自然遺産登録推進室を含む。)の表 5 の項第 2 号中「7 の 2」を「7 の 2 ①③」に改め、同項第 11 号中「15④⑤⑥⑦⑨⑩⑪⑬, 省令 15①②③⑤⑥⑦⑧」を「15④⑤⑥⑦⑨⑩⑪ [9④⑦, 10②] ⑬, 省令 15」に改め、同項第 13 号中「登録」を「飼養の登録及び登録」に、「法」を「法19①③, 」に改め、同項第 14 号中「許可」の次に「及び許可」を加え、「24⑨⑩」を「24②③④⑤⑨⑩ [19②]」に改め、同項第 32 号中「51」を「51①②③」に改め、同項第 34 号中「57」を「57①③」に改め、同項第 36 号中「61」を「61 [57①③, 58]」に改め、同項第 43 号中「73②」を「73② [73①]」に改め、同項中第 47 号を削り、第 48 号を第 47 号とし、同項第 49 号中「59」を「59 [51②]」に改め、同号を同項第 48 号とし、同項中第 50

号を第49号とし、第51号を第50号とする。

別表第6保健医療福祉課の表4の項第50号を次のように改める。

(50) 対象区域等ごとの協議の場の設置及び外来医療に係る医療提供体制の確保に関する関係者との協議並びにその結果の公表(法30の18の2)										○	地域振興局長 支庁長	
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------	--

別表第6保健医療福祉課の表4の項第52号中「42の2」を「42の2①」に改め、同項第53号中「42の3」を「42の3①」に改め、同項第107号中「の処理」を「及び診療用粒子線照射装置届の処理」に改め、「25」の次に「, 25の2」を加え、同項第109号中「診療用放射線照射装置備付届」を「診療用放射線照射器具備付届」に改め、同項第114号及び第115号中「診療用高エネルギー放射線発生装置」の次に「, 診療用粒子線照射装置」を加え、同表5の項第2号中「7⑤⑨⑪⑫」を「7④⑧⑩⑪」に改め、同表中24の項から27の項までを削り、28の項を24の項とし、同表29の項事務の種類のカラム中「救急病院を定める省令」を「救急病院等を定める省令」に改め、同項を同表25の項とし、同表30の項及び31の項を削る。

別表第6保健医療福祉課の表の次に次の1表を加える。

医師・看護人材課

事務の種類	事項	合議先	決 裁 区 分							所長名	備考
			知事	専 決 者					受任者所長		
				副知事	部長	課長	課長補佐	係長			
1 医療法(昭和23年法律第205号)の施行に関する事務	地域医療対策協議会の設置並びに医師の確保に関する関係者との協議及び協議が調った事項の公表(法30の23①)				○						
2 医師法(昭和23年法律第201号)の施行に関する事務 この項 中医師法を「法」, 医師法施行令(昭和28年政令第382	(1) 臨床研修病院の指定及び厚生労働大臣への通知(法16の2①, 省令6の2)				○						
	(2) 臨床研修病院の変更の届出の処理(省令8)				○						
	(3) 臨床研修病院の研修プログラム				○						

号) を「政令」、医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令(平成 14 年厚生労働省令第 158 号)を「省令」という。	の変更又は新設の届出の処理(省令 9 ①②③⑤)																				
	(4) 臨床研修病院からの当該病院に関する報告書の処理(省令 12)					○															
	(5) 臨床研修病院の指定の取消し及び厚生労働大臣への通知(法 16 の 2 ④, 省令 15)					○															
	(6) 臨床研修病院ごとの研修医の定員の設定(法 16 の 3 ③)					○															
	(7) 臨床研修病院ごとの研修医の定員を定める場合の厚生労働大臣への通知(法 16 の 3 ⑤)					○															
	(8) 臨床研修病院ごとの研修医の定員の当該病院への通知(省令 16)					○															
	(9) 臨床研修病院に対する報告の徴収, 指示及び実地調査並びにその内容の厚生労働大臣への通知(法 16 の 4 ①, 省令 17 ①②)					○															

を「規則」という。	氏名、住所等の変更等の届出の処理（規則14①②③）																			
	(7) 修学資金の貸与を受けた者の就業届の処理（規則14④）									○										
	(8) 修学資金の返還の債務の当然免除（条例7）								○											
	(9) 修学資金の返還の債務の裁量免除及び履行の猶予（条例9, 11）								○											
	(10) 修学資金の返還通知										○									
6 准看護師試験及び免許に関する事務 この項中保健師助産師看護師法を「法」、保健師助産師看護師法施行令を「政令」、保健師助産師看護師法施行規則を「省令」、鹿児島県准看護師試験委員会条例（昭和29年鹿児島県条例第1号）を「条	(1) 准看護師試験実施要綱の策定								○											
	(2) 准看護師試験の実施（法18）								○											
	(3) 准看護師試験委員の任命及び解任（法25①, 条例1）								○											
	(4) 准看護師試験願書の処理										○									
	(5) 准看護師試験合格証明書の交付（省令30①）										○									
	(6) 准看護師の免許及び登録（法8, 11, 12④）										○									
	(7) 准看護師の籍訂正並びに免許証の書換え交付及び再交付（政令3										○									

例」，保健師助産師看護師法施行細則（昭和63年鹿児島県規則第64号）を「規則」という。	③，6②，7②)																						
	(8) 准看護師に対する戒告，業務の停止及び免許の取消し並びにそれらに係る意見の聴取及び弁明の聴取（法14②，15②⑩）				○																		
	(9) 戒告若しくは業務の停止を受けた准看護師又は准看護師に係る再免許を受けようとする者に対する再教育研修の受講命令（法15の2②）				○																		
	(10) 准看護師再教育研修を修了した旨の登録（法15の2④）							○															
	(11) 准看護師再教育研修修了登録証の交付，書換え交付及び再交付（法15の2⑤，規則5①，6①）							○															
	(12) 准看護師の再免許（法14③）				○																		
	(13) 准看護師の免許の取消しを適当と認める旨又は業務の停止処分に							○															

	係る内容等の関係都道府県知事への通知（政令 9）																			
	(14) 准看護師の籍の登録事項の変更に係る訂正及び登録の抹消並びに関係都道府県知事への送付（政令 3③⑤, 4②③, 5）						○													
	(15) 准看護師の免許証の回収及び関係都道府県知事への送付（政令 7⑤, 8②④⑤）							○												
7 へき地勤務医師等修学資金貸与条例（昭和 49 年鹿児島県条例第 47 号）の施行に関する事務 この項中へき地勤務医師等修学資金貸与条例を「条例」、へき地勤務医師等修学資金貸与条例施行規則（昭和 49 年鹿児島県規則第	(1) 修学資金の貸与契約の締結（条例 3）					○														
	(2) 修学資金の貸与契約の解除及び貸与の休止（条例 7）					○														
	(3) 修学資金の返還の当然免除（条例 8①）					○														
	(4) 修学資金の返還の裁量免除（条例 10）				○															
	(5) 修学資金の返還の債務の履行の猶予（条例 11）					○														
	(6) 修学資金の貸与者の決定（規則 4）				○															

出命令 (法29②)										所長, 出水保 健 所 長, 大 口保健 所長及 び志布 志保健 所長を 除く。)
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 健康増進課の表 5 の項中第 13 号を第 19 号とし, 同項第 12 号中「32①②④」を「66①②④」に改め, 同号を同項第 18 号とし, 同項第 11 号中「特別用途食品」の次に「等」を加え, 「27①」を「61①, 66③」に改め, 同号を同項第 17 号とし, 同項第 10 号の次に次の 6 号を加える。

(11) 特定施設等の管理 権原者等に対する指 導及び助言 (法31)				○					○	保健所 長 (指 宿保健 所長, 出水保 健 所 長, 大 口保健 所長及 び志布 志保健 所長を 除く。)
(12) 特定施設等の管理 権原者等に対する勸 告, その勸告に従わ ない旨の公表及びそ の勸告に係る措置命 令 (法32)				○						
(13) 喫煙専用室設置施 設等の管理権原者等 に対する勸告, その 勸告に従わない旨の 公表及びその勸告に 係る措置命令 (法34, 改正法附則 3 ①)				○						
(14) 喫煙目的室設置施 設の管理権原者に対 する勸告, その勸告 に従わない旨の公表 及びその勸告に係る 措置命令 (法36)				○						
(15) 特定施設等の管理 権原者等に対する報 告の要求, 立入検査 等の実施 (法38①,				○					○	保健所 長 (指 宿保健 所長,

改正法附則 2 ⑤, 3 ③)										出水保健所長, 大口保健所長及び志布志保健所長を除く。)
(16) 喫煙可能室設置施設の届出の処理 (改正省令附則 2 ⑥⑦⑧)									○	保健所長 (指宿保健所長, 出水保健所長, 大口保健所長及び志布志保健所長を除く。)

別表第 6 健康増進課の表に次の 1 項を加える。

15 食品表示法 (平成 25 年法律第 70 号) の施行に関する事務のうち保健事項表示の適正化に関する事務 この項中食品表示法を「法」, 食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令 (平成 27 年政令第 68 号) を「政令」という。	(1) 食品関連事業者に対する食品表示基準を遵守すべき旨の指示及びその旨の公表並びに消費者庁長官への報告 (法 6 ①③, 7, 政令 7 ① I ③)					○			○	保健所長 (指宿保健所長, 出水保健所長, 大口保健所長及び志布志保健所長を除く。)	保健所長は, 指示の実施に限る。
	(2) 食品関連事業者に対する指示に係る措置命令及びその旨の公表並びに消費者庁長官への報告 (法 6 ⑤, 7, 政令 7 ① II ③)					○			○	保健所長 (指宿保健所長, 出水保健所長, 大口保健所長及び志布志保健所長を除く。)	保健所長は, 措置命令の実施に限る。
	(3) 食品関連					○			○	保健所	保健所

事業者等に対する食品の回収その他必要な措置命令及び業務の全部又は一部の停止命令並びにその旨の公表並びに消費者庁長官への報告(法6⑧, 7, 政令7①Ⅲ③)										長(指宿保健所長, 出水保健所長, 大口保健所長及び志布志保健所長を除く。)	長は, 回収及び業務の停止命令の実施に限る。
(4) 食品関連事業者等からの報告の徴収, 立入検査, 質問及び収去並びに消費者庁長官への報告(法8①, 政令7①ⅣⅤⅥ③)				○					○	保健所長(指宿保健所長, 出水保健所長, 大口保健所長及び志布志保健所長を除く。)	保健所長は, 報告の徴収, 立入検査, 質問及び収去の実施に限る。
(5) 収去した食品の試験に関する事務の委託及び消費者庁長官への報告(法8⑦, 政令7①Ⅵ③)				○							
(6) 販売の用に供する食品(酒類を除く。)に関する表示についての申出の受理及び調査並びに消費者庁長官への報告(法12①③, 政令7①Ⅶ⑥)				○					○	保健所長(指宿保健所長, 出水保健所長, 大口保健所長及び志布志保健所長を除く。)	保健所長は, 申出の受理及び調査の実施に限る。

別表第 6 生活衛生課の表 1 の項中第 27 号を第 30 号とし、第 17 号から第 26 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 16 号を第 18 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(19) 法又は法に基づく 処分に違反した者の 名称等の公表 (法 63)					○														
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 生活衛生課の表 1 の項中第 15 号を削り、第 14 号を第 17 号とし、第 2 号から第 13 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 1 号を第 4 号とし、同号の前に次の 3 号を加える。

(1) 指定成分等含有食品による健康被害等 情報の届出の処理 (法 8 ①)										○	保健所 長								
(2) 指定成分等含有食品による健康被害等 情報の届出に係る事項の厚生労働大臣への報告 (法 8 ②)					○														
(3) 指定成分等の摂取によると疑われる人の健康に係る被害に関する調査 (法 8 ③)										○	保健所 長								

別表第 6 生活衛生課の表 8 の項第 2 号中「並びに」を「, 」に改め、「抹消」の次に「, 登録等の通知並びに書類の提出要求」を加え、「13」を「13①②③」に改め、同項第 3 号中「処理」の次に「, 変更に係る登録, 登録の拒否及びそれらの通知並びに書類の提出要求」を、「14」の次に「[11, 12]」を加え、同項第 6 号中「停止命令」の次に「及びそれらに係る通知」を、「19」の次に「[12②]」を加え、同項第 8 号を削り、同項第 7 号中「開催」の次に「及びその通知」を加え、同号を同項第 8 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(7) 動物に関する届出の処理 (法 21 の 5 ②)										○	保健所 長								
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	----------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 生活衛生課の表 8 の項第 9 号中「22 の 6 ③」を「22 の 6」に改め、同項第 10 号中「23」を「23①②④」に改め、同項中第 12 号を削り、第 11 号を第 12 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(11) 第一種動物取扱業者に対する動物の管理の方法等の改善等の勧告に従わなかったときの公表 (法 23 ③)					○														
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 生活衛生課の表 8 の項第 13 号から第 15 号までを次のように改める。

(13) 第一種動物取扱業者であった者に対する動物の健康及び安全が害されること等の防止の勧告及び命令 (法 24 の 2 ①②)										○	保健所 長								
(14) 第一種動物取扱業者であった者に対する報告の要求及び立入検査の実施 (法 24 の 2 ③)										○	保健所 長								
(15) 第二種動物取扱業										○	保健所								

号を同項第14号とし、同号の前に次の1号を加える。

(13) 毒物劇物営業者等が有する設備についての必要な措置命令又は毒物劇物取扱責任者の変更命令（法19①③、22④）					○					○	保健所長	課長は、本庁が処理するものに限る。
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	------	-------------------

別表第6 薬務課の表3の項第16号中「毒物劇物販売業者等の登録失効届出」を「毒物劇物営業者等の登録の失効届出等」に改め、「政令36の7①Ⅱ」を削り、同項第17号中「業務上」を「の業務上」に、「又は廃止及び変更届出」を「及び廃止又は変更の届出」に、「22①③④」を「22①③」に改め、同項第18号中「毒物又は劇物の業務上取扱者」を「シアン化ナトリウム等の業務上の取扱者」に改め、同項第19号中「11、13」を「11Ⅰ、13Ⅰ」に改め、同項第20号中「16、18」を「16Ⅰ、18Ⅰ」に改め、同項第21号中「22、24」を「22Ⅰ、24Ⅰ」に改め、同項第22号中「燐化アルミニウム」を「りん化アルミニウム」に、「製剤」を「製剤の」に、「28、30」を「28Ⅰ、30Ⅱ」に改め、同項第23号中「毒物劇物販売業者及び特定毒物研究者」を「毒物劇物営業者等」に、「及び許可証」を「等」に改め、「書換え」の次に「交付」を、「返納」の次に「の処理」を加え、同項第24号中「通知」を「通知等」に改める。

別表第6 子育て支援課の表2の項第16号中「認可」の次に「（変更の認可を含む。）」を加え、同項第18号中「報告請求、質問及び立入検査」を「報告の要求、立入検査等の実施」に改め、同項第54号中「245の4」を「245の4①」に改め、同号を同項第58号とし、同項中第53号を第57号とし、第49号から第52号までを4号ずつ繰り下げ、第47号及び第48号を削り、同項第46号中「勧告」を「勧告等」に、「58②③④〔56⑤〕」を「58②Ⅲ④〔56⑨⑩⑪〕」に改め、同号を同項第52号とし、同項第45号中「58②」を「58②ⅠⅡ」に改め、同号を同項第51号とし、同項第44号中「56の3」の次に「56の5〔社会福祉法58③〕」を加え、同号を同項第50号とし、同項中第43号を第49号とし、第35号から第42号までを6号ずつ繰り下げ、同項第34号中「58」を「58①」に改め、同号を同項第37号とし、同号の次に次の3号を加える。

(38) 国等以外の者の施設の設置の認可に係る県児童福祉審議会の意見の聴取（法35⑥）					○							
(39) 国等以外の者の施設の設置の認可に係る市町村長との協議（法35⑦）					○							
(40) 国等以外の者の施設の設置の認可をしない場合の通知（法35⑨）				○								

別表第6 子育て支援課の表2の項中第33号を第36号とし、第32号の次に次の3号を加える。

(33) 病児保育事業に係る届出の処理（法34の18）									○			
(34) 病児保育事業を行う者に対する報告の要求、立入調査等の実施（法34の18の2①）					○							
(35) 病児保育事業を行う者に対する事業の				○								

制限又は停止命令 (法34の18の2③)																				
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 子育て支援課の表 8 の項第 5 号中「32①」を「32」に改め、同項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(9) 学校法人の清算人の選任 (法50の4②)					○															
--------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 子育て支援課の表 8 の項第 12 号中「61①②」を「61〔60②③〕」に改め、同項第 15 号中「1」を「2」に改め、同項第 16 号中「経由」を「経由等」に、「2①Ⅰ」を「3①Ⅰ②」に改め、同項第 17 号中「経由」を「経由等」に、「2①Ⅱ」を「3①Ⅱ②」に改め、同項第 18 号中「経由」を「経由等」に、「2①Ⅲ②」を「3①Ⅲ②」に改め、同項第 19 号中「3Ⅰ」を「4Ⅰ」に改める。

別表第 6 高齢者生き生き推進課の表 1 の項第 29 号中「細則 3②」を「規則 3②〔3①〕」に改め、同号を同項第 30 号とし、同項第 28 号中「細則」を「規則」に改め、同号を同項第 29 号とし、同項第 27 号中「細則」を「規則」に改め、同号を同項第 28 号とし、同項中第 26 号を第 27 号とし、第 25 号を第 26 号とし、第 24 号を第 25 号とし、同項第 23 号中「調査」を「立入検査等」に改め、同号を同項第 24 号とし、同項中第 22 号を第 23 号とし、第 13 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 12 号中「19」を「19①」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(11) 認知症対応型老人 共同生活援助事業を 行う者に対する改善 命令 (法18の2①)					○															
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 商工政策課の表中「商工政策課」を「商工政策課 (商店街活性化推進室を含む。)」に改め、同表に次の 1 項を加える。

15 商工会 及び商工 会議所による小規模事業者の支援に関する法律 (平成 5 年法律 第 51 号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	(1) 事業継続力強化支援計画の認定並びに公表及び経済産業大臣への通知 (法 5①⑥⑦)				○															
	(2) 事業継続力強化支援計画の変更の認定及び認定の取消し等 (法 6〔5⑥⑦〕)				○															
	(3) 経営発達支援計画の認定 (変更の認定を含む。)に係る経済産業大臣への意見の申述 (法 7⑦, 8③)					○														
	(4) 事業継続					○														

	③))												
	(4) 地方卸売市場の業務規程の変更の認定(法14〔6①〕)				○								
	(5) 地方卸売市場の開設者に対する業務の措置命令(法14〔10〕)				○								
	(6) 地方卸売市場の認定の取消し及び公示(法14〔11〕)				○								

別表第 6 水産振興課の表12の項を削り、同表13の項第 5 号中「30①」を「21①」に改め、同項を同表12の項とし、同表中14の項を13の項とし、15の項から23の項までを1項ずつ繰り上げ、同表24の項第 7 号中「100①」の次に「, 100の 8 ①」を加え、同項第21号中「48②」を「48②③」に改め、「, 86②」を削り、同項第22号中「, 86②」を削り、同項第26号中「, 漁業生産組合」及び「, 86④」を削り、同項第27号中「64①, 65①, 86③」を「64, 65①」に改め、同項第28号及び第29号中「, 86③」を削り、同項第30号中「86④, 91の 2 ②③」を「91②③」に改め、同項第31号中「86④, 91の 2 ⑤」を「91⑤」に改め、同項第52号を同項第53号とし、同項第51号中「1 ①」を「1」に改め、同号を同項第52号とし、同項中第50号を第51号とし、第42号から第49号までを1号ずつ繰り下げ、同項第41号中「組合」の次に「及び漁業生産組合」を加え、同号を同項第42号とし、同項第40号中「組合」の次に「及び漁業生産組合」を加え、同号を同項第41号とし、同項第39号中「(漁業生産組合を除く。)」を削り、同号を同項第40号とし、同項第38号中「組合」の次に「及び漁業生産組合」を加え、同号を同項第39号とし、同項第37号を同項第38号とし、同項第36号中「組合」の次に「及び漁業生産組合」を加え、同号を同項第37号とし、同項第35号中「91の 3 ②」を「91の 2 ②」に改め、同号を同項第36号とし、同項中第34号を第35号とし、第33号を第34号とし、第32号の次に次の1号を加え、同項を同表23の項とする。

(33) 漁業生産組合の定款の変更等の届出の処理(法84の 7 ②, 85の 2 ④, 85の 4 ②, 85の 5 ③, 85の14, 86の 9)					○								水産団体指導監専決
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	-----------

別表第 6 水産振興課の表中25の項を24の項とし、26の項から30の項までを1項ずつ繰り上げ、同表31の項第 6 号中「118②③」を「118①」に改め、同項第 8 号中「105」を「105①Ⅱ」に改め、同項を同表30の項とし、同表中32の項を31の項とし、33の項から36の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第 6 農政課(かごしまの食輸出戦略室及びかごしまの食ブランド推進室を含む。)の表 4 の項中「

○		
---	--	--

」を「

		○
--	--	---

」に改める。

別表第 6 農政課(かごしまの食輸出戦略室及びかごしまの食ブランド推進室を含む。)の表 11 の項を次のように改める。

11 卸売市場法(昭)	(1) 中央卸売市場の開設				○								
-------------	---------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

和46年法律第35号)の施行に関する事務 この項中卸売市場法を「法」、卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)を「政令」という。	者からの報告等の徴収及び立入検査の実施並びにその結果の農林水産大臣への報告(法12②, 政令3①③)																			
	(2) 地方卸売市場の開設の認定及び公示(法13①⑥)				○															
	(3) 地方卸売市場の業務規程の変更の認定(法14〔6①〕)					○														
	(4) 地方卸売市場の休止及び廃止の届出の処理並びに認定の失効の公示(法14〔7, 8②③〕)					○														
	(5) 地方卸売市場の開設者に対する業務の措置命令(法14〔10〕)					○														
	(6) 地方卸売市場の認定の取消し及びその公示(法14〔11〕)						○													
	(7) 地方卸売市場の開設者からの報告等の徴収及び立入検査の実施(法14〔12②〕)							○												

別表第 6 農政課 (かごしまの食輸出戦略室及びかごしまの食ブランド推進室を含む。) の表

12の項を削り、同表13の項第1号中「含む。）」の次に「及び取消し」を加え、同項を同表12の項とし、同表中14の項を13の項とし、15の項から18の項までを1項ずつ繰り上げ、同表19の項第1号中「9①②」を「9」に改め、同項を同表18の項とし、同表中20の項を19の項とする。

別表第6農村振興課の表5の項第7号中「土地」を「農地等」に改め、同項第8号中「農地」の次に「等」を加え、同項第15号中「43②〔39①〕」を「41②〔39①〕」に改め、同項第16号中「43②」を「41②」に改め、同項第17号中「43③」を「41③」に改め、同項第20号中「31」を「33」に改め、同表15の項第2号中「4①」を「4」に改め、同項第11号中「申請の公告、縦覧及び意見書の処理（法18③）」を「認可に係る関係市町村との協議（法18⑥）」に改め、同項第12号中「18⑤」を「18⑦」に改め、同項第17号中「31①」を「31」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、同項第13号中「20①」を「20」に改め、同号を同項第14号とし、同号の前に次の1号を加える。

(13) 農用地利用集積計画において賃借権の設定等を行う場合の協議についての同意 (法19の2①)					○														
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6農村振興課の表に次の1項を加える。

19 棚田地 域振興法 (令和元 年法律第 42号。以 下この項 中「法」 という。) の施行に 関する事 務	(1) 県棚田地 域振興計画 の策定(変 更を含む。) 及び公表 (法6①⑦ ⑧)				○														
	(2) 県棚田地 域振興計画 の策定(変 更を含む。) に係る関係 市町村から の意見聴取 (法6④⑧)					○													
	(3) 主務大臣 への指定棚 田地域の指 定の申請 (法7①)					○													
	(4) 指定棚田 地域の申請 に係る関係 市町村との 協議(法7 ②)						○												

別表第6農業経済課の表13の項事務の種類欄中「、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第1条の規定による改正前の農業協同組合法を「旧法」」を削り、同項中第36号を削り、第37号を第36号とし、第38号を削り、同項第39号中「、中央会」及び「、旧法94」を削り、同号を同項第37号とし、同項中第40号を第38号とし、同項第41号中「94の2②③」を「94の2②」に改め、同号を同項第39号とし、同項第42号を削り、同項第43号中「、法人又は中央会」を「又は法人」に改め、「、旧法95①」を削り、同号を同項第40号とし、同項第44号中「、法人又は中央会」を「又は法人」に改め、「、旧法95②」を削り、同

号を同項第41号とし、同項中第45号を第42号とし、第46号を第43号とし、第47号を削り、同項第48号中「又は中央会」及び「、旧法96①」を削り、同号を同項第44号とし、同項中第49号を第45号とし、第50号から第57号までを4号ずつ繰り上げる。

別表第6 経営技術課の表中11の項を12の項とし、2の項から10の項までを1項ずつ繰り下げ、1の項の次に次の1項を加える。

2 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	(1) 2以上の市町村において農業経営を営む農業者の農業経営改善計画の認定(変更を含む。)及び取消し等(法13の2①)				○					
---	---	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第6 農産園芸課の表4の項事務の種類を次のように改める。

4 主要農作物の優良な種苗の生産及び普及に関する事務 この項中鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例(令和2年鹿児島県条例第25号)を「条例」という。
--

別表第6 農産園芸課の表4の項第1号中「種子生産ほ場」を「指定種苗生産ほ場」に、「特定」を「指定」に、「の届出の受理」を「(条例5)」に改め、同項第2号中「ほ場及び生産物の審査」を「指定種苗生産ほ場に係るほ場審査及び生産物審査」に改め、「及び方法」を削り、「決定」の次に「(条例6②④)」を加え、同項第3号中「主要農作物種子審査員」を「主要農作物種苗審査員」に、「身分証票」を「身分証」に改め、同号所長名の欄中「大隅地域振興局長」を「大隅地域振興局長 支庁長」に改め、同項第4号中「交付」の次に「(条例6②④)」を加え、同号所長名の欄中「大隅地域振興局長」を「大隅地域振興局長 支庁長」に改め、同項第5号中「種子生産者」を「指定種苗生産者」に、「種子の」を「種苗の」に、「の必要な勧告等」を「に必要な指導等(条例7)」に改める。

別表第6 農地保全課の表に次の1項を加える。

6 農業用ため池の	(1) 農業用ため池のデー				○					
-----------	---------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--

管理及び 保全に関 する法律 (平成31 年法律第 17号) の 施行に関 する事務 この項 中農業用 ため池の 管理及び 保全に関 する法律 を「法」, 農業用た ため池の管 理及び保 全に関す る法律施 行令 (令 和元年政 令第22号) を「政令」 という。	タベースの 公表 (法 4 ③)										
	(2) 農業用た め池に関す る国の行政 機関の長又 は市町村長 への情報の 提供の要求 (法 4 ④)								○	地域振 興局長 支庁 長	
	(3) 農業用た め池の管理 上必要な措 置の勸告 (法 6)								○	地域振 興局長 支庁 長	
	(4) 特定農業 用ため池の 指定及び指 定の解除並 びにそれら に係る公示 (法 7 ①③ ⑤)			○							
	(5) 特定農業 用ため池の 指定及び指 定の解除に 係る関係市 町村長の意 見の聴取 (法 7 ②⑤)				○						
	(6) 特定農業 用ため池の 制限行為の 許可及び許 可に代わる 協議につい ての決定 (法 8 ①③)								○	地域振 興局長 支庁 長	
	(7) 特定農業 用ため池の 防災工事に 関する計画 の変更の命 令 (法 9 ②)								○	地域振 興局長 支庁 長	
	(8) 特定農業 用ため池の 防災工事の 施行に関す								○	地域振 興局長 支庁 長	

る命令（法10）												
(9) 特定農業用ため池の防災工事の代執行及びそれに係る公告（法11①）				○								
(10) 特定農業用ため池の所有者等の探索（法11①Ⅱ）								○	地域振興局長 支庁長			
(11) 特定農業用ため池の防災工事の代執行に要した費用の徴収（法11②）				○								
(12) 特定農業用ため池の施設管理権設定の裁定申請の公告及び所有者への通知（法14①）					○							
(13) 特定農業用ため池の施設管理権設定の裁定並びに市町村長への通知及び公告（法15①, 16①）				○								
(14) 特定農業用ため池の施設管理権の存続期間の延長についての裁定（法17③）				○								
(15) 農業用ため池の所有者等に対する管理状況の報告徴収								○	地域振興局長 支庁長			

及び立入調査の実施 (法18①)											
(16) 農業用ため池の指定等のための立入調査の実施及び土地占有者への通知 (法18②③)								○		地域振興局長 支庁長	
(17) 他人の占有する土地への立入りにより生じた損失補償の決定 (法18⑦)					○						
(18) 農業用ため池への立入り等に係る市町村長への協力の要求 (法18⑧)								○		地域振興局長 支庁長	
(19) 農業用ため池の届出の催告 (法附則2③)								○		地域振興局長 支庁長	

別表第 6 都市計画課生活排水対策室の表 1 の項事務の種類欄中「下水道法の」を「下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) の」に改め、同項第 1 号中「2 の 2 ①⑤⑥⑨」を「2 の 2 ①⑥⑦⑨」に改め、同表 2 の項事務の種類欄中「浄化槽法の」を「浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号) の」に改め、同項第 5 号中「7 の 2 ①②③」を「7 の 2」に改め、同項中第 21 号を第 28 号とし、第 16 号から第 20 号までを 7 号ずつ繰り下げ、第 15 号を第 21 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(22) 特定既存単独処理浄化槽の除却等についての勧告及び命令等 (法附則 11①②③)									○	地域振興局長 支庁長	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------	--

別表第 6 都市計画課生活排水対策室の表 2 の項中第 14 号を第 20 号とし、同項第 13 号中「12 の 2 ①②③」を「12 の 2」に改め、同号を同項第 15 号とし、同号の次に次の 4 号を加える。

(16) 浄化槽処理促進区域の指定 (変更又は廃止を含む。) に係る協議に対する回答 (法 12 の 4 ②④)					○						
(17) 浄化槽の設置に関する計画の作成 (変更を含む。) に係る協議についての同意 (法 12 の 5 ④⑤)									○	地域振興局長 支庁長	

(18) 浄化槽台帳の作成 (法49①)										○	地域振 興局長 支庁 長	
(19) 浄化槽に関する情 報の提供の要求 (法 49②)										○	地域振 興局長 支庁 長	

別表第 6 都市計画課生活排水対策室の表 2 の項中第 12 号を第 14 号とし、第 11 号を第 13 号とし、同項第 10 号中「廃止」を「浄化槽の使用廃止」に、「11の 2」を「11の 3」に改め、同号を同項第 12 号とし、同項第 9 号の次に次の 2 号を加える。

(10) 浄化槽の使用休止 の届出の処理 (法 11 の 2 ①)										○	地域振 興局長 支庁 長	
(11) 浄化槽の使用再開 の届出の処理 (法 11 の 2 ②)										○	地域振 興局長 支庁 長	

別表第 6 建築課の表 1 の項事務の種類欄中「建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令」を「建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令」に改め、同項中第 125 号を第 129 号とし、第 117 号から第 124 号までを 4 号ずつ繰り下げ、同項第 116 号中「21①」を「21」に改め、同号を同項第 120 号とし、同項第 115 号中「20①」を「20」に改め、同号を同項第 119 号とし、同項中第 114 号を第 118 号とし、第 108 号から第 113 号までを 4 号ずつ繰り下げ、同項第 107 号中「並びに」を「及びそれらの工事の状況報告の徴収並びに」に、「86の 8 ③⑥」を「86の 8 ③④⑤⑥」に改め、同号を同項第 108 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(109) 用途変更を 2 以上 の工事に分けて行う 建築物の工事の全体 計画認定及びそれら の工事の状況報告の 徴収並びに全体計画 に従って工事を行っ ていない場合の措置 命令及び取消し (法 87の 2 [86の 8 ④⑤ ⑥])					○					○	地域振 興局長 支庁 長	地域振興 局長及び 支庁長は、 告示によ り指定さ れた建築 確認区分 に係る建 築物に限 る。
(110) 用途変更を 2 以上 の工事に分けて行う 建築物の工事の全体 計画変更認定及びそれ らの工事の状況報 告の徴収並びに全体 計画に従って工事を行 っていない場合の措 置命令及び取消し (法 87 の 2 ② [86 の 8 ③④⑤⑥])					○					○	地域振 興局長 支庁 長	地域振興 局長及び 支庁長は、 告示によ り指定さ れた建築 確認区分 に係る建 築物に限 る。
(111) 一時的に他の用途					○					○	地域振	地域振興

として使用する建築物に関する許可及びそれに係る同意手続 (法87の3③④⑤⑥⑦)										興局長 支庁 長	局長及び支庁長は、告示により指定された建築確認区分に係る建築物に限る。
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------	-------------------------------------

別表第 6 建築課の表 1 の項中第 106 号を第 107 号とし、同項第 105 号中「86 の 6」を「86 の 6 ②」に改め、同号を同項第 106 号とし、同項中第 104 号を第 105 号とし、第 97 号から第 103 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 96 号中「及びその承認」を削り、同号備考の欄中「承認並びに」を削り、同号を同項第 97 号とし、同項中第 95 号を第 96 号とし、第 81 号から第 94 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 80 号中「77 の 35 ①②」を「77 の 35」に改め、同号を同項第 81 号とし、同項中第 79 号を第 80 号とし、第 78 号を第 79 号とし、第 77 号を第 78 号とし、同項第 76 号中「(法 77 の 31)」を「並びにその旨の国土交通大臣への報告(法 77 の 31 ①②③)」に改め、同号を同項第 77 号とし、同項第 75 号中「監督命令」の次に「及びそれに係る公示」を加え、同号を同項第 76 号とし、同項中第 74 号を第 75 号とし、第 68 号から第 73 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 67 号中「〔70 ①、73 ①②〕」を削り、同号を同項第 68 号とし、同項中第 66 号を第 67 号とし、第 40 号から第 65 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 39 号中「53 ④⑤Ⅲ⑦」を「53 ④⑤⑥Ⅲ⑨」に改め、同号を同項第 40 号とし、同項中第 38 号を第 39 号とし、第 27 号から第 37 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 26 号中「の取得手続」を「手続」に改め、同号を同項第 27 号とし、同項中第 25 号を第 26 号とし、第 24 号を第 25 号とし、同項第 23 号中「42 ①Ⅳ②③④」を「42 ①Ⅳ②③④⑥」に改め、同号を同項第 24 号とし、同項中第 22 号を第 23 号とし、第 13 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 12 号中「保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがある建築物等」を「著しく保安上危険な建築物等の所有者等」に、「勧告等」を「勧告及び命令」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言 (法 9 の 4)										○	地域振興局長 支庁 長	
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	-------------------	--

別表第 6 建築課の表 3 の項事務の種類欄中「、宅地建物取引業法施行細則(昭和 47 年鹿児島県規則第 31 号)」を「細則」を削り、同項第 6 号中「それ」を「その移転並びにそれら」に改め、「19 ②」の次に「、19 の 2」を加え、同項第 10 号中「15 の 4 ①」を「15 の 4」に改め、同項第 16 号中「74 ④」を「74 ⑤」に改め、同項第 17 号中「72 ①②」を「72 ①③」に改め、同項第 18 号中「78 の 2」を「78 の 3」に改め、同項第 19 号中「4 の 2 ①②、4 の 3 ①②③」を「4 の 2、4 の 3」に改め、同項第 24 号を削り、同項中第 25 号を第 24 号とし、第 26 号を第 25 号とし、第 27 号を第 26 号とする。

別表第 6 建築課住宅政策室の表 2 の項第 2 号中「29 ②⑥⑦」を「29 ⑥⑦」に、「2 ①Ⅵ」を「2 ①Ⅳ」に、「31、33 ①②」を「31 ①②③、33 ①②、33 の 2 ①②、33 の 3 ①②」に改め、「39」の次に「、41 ③④」を加え、同項第 3 号中「〔16 ⑤、19〕」及び「〔17〕」を削り、同項第 6 号中「8 ②」の次に「、8 の 2 ①⑥」を加え、同項第 11 号中「29 ①②⑧」を「29 ①⑧」に改め、同項第 12 号中「36 ①③〔33 ②〕」を「36 ①」に、「41 ①③④」を「41 ①」に改め、同項第 14 号中「37 ①⑤⑥」を「37 ①⑥」に改め、同項第 20 号中「12」を「13」に改め、同項第 23 号中「12」を「12 ②③」に改め、同項第 25 号中「19 ①③」を「19 ①④」に改め、同表 8 の項第 8 号中「12」を「12 ②③」に改め、同項第 14 号中「18」の次に「〔17 ②〕」を加え、同項第 16 号中「20 ①③」を「20 ①④」に改め、同項第 18 号中「、規則 16」を削り、同項第 19 号中「、規則 17」を削る。

別表第 6 危機管理課(防災対策室を含む。)の表中「危機管理課(防災対策室を含む。)」を「危機管理課」に改め、同表 1 の項第 10 号中「42 ④⑤」を「42 ⑤⑥」に改め、同項第 24 号中

「74の3」を「74の4」に改め、同項第25号中「74の2①」を「74の3①」に改め、同項第26号中「74の2④」を「74の3④」に改め、同表3の項を削り、同表4の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項を同表3の項とし、同表中5の項を4の項とし、6の項を削り、7の項を5の項とし、同表の次に次の1表を加える。

災害対策課

事務の種類	事 項	合議 先	決 裁 区 分							所長名	備 考	
			知 事	専 決 者								受 任 者 所 長
				副 知 事	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長	所 長			
1 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)の施行に関する事務 この項中災害対策基本法を「法」、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)を「政令」、災害応急措置の業務従事者に係る損害補償に関する条例施行規則(昭和39年鹿児島県規則第28号)を「規則」という。	(1) 県災害対策本部の設置(法23①)		○									
	(2) 関係行政機関の長等への資料又は情報の提供等の要求(法23⑦)					○						
	(3) 派遣職員に関する資料の内閣総理大臣への提出及び当該資料の指定行政機関の長等との交換(法33)					○						
	(4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検並びに施設及び設備の整備及び点検(法46①)					○						
	(5) 防災訓練の実施(法48)		○									
	(6) 災害に関する情報の収集及び伝達(法51)					○						
	(7) 災害の状況及び対策措置の概要				○							

広域一時滞在等に関する内閣総理大臣の助言の要求 (法 86 の 12)										
(26) 指定公共機関等への被災者の運送の要請等 (法 86 の 14)			○							
(27) 安否情報の提供等 (法 86 の 15 ①③④)				○						
(28) 指定行政機関の長等への物資又は資材の供給のための必要な措置等の要請等 (法 86 の 16 ①, 86 の 18)			○							
(29) 物資又は資材の供給のための必要な措置の実施 (法 86 の 16 ②)			○							
(30) 避難の指示等の措置の代行に係る事務の市町村長への引継ぎ (政令 23 の 2 ①)			○							
(31) 市町村長に対する事務の代行の終了及び代行した避難の指示等の措置の通知 (政令 23 の 2 ②)				○						
(32) 災害時における事務の委託に関する協議		○								

	(政令28① ②, 31①②)																		
	(33) 災害時における事務の委託等についての公示及び総務大臣への届出並びに議会への報告 (政令28③④, 31③④)				○														
	(34) 応急措置等の代行に係る事務の市町村長への引継ぎ (政令30②, 36の3①)				○														
	(35) 市町村長に対する事務の代行の終了及び代行した応急措置等の通知 (政令30③, 36の3②)					○													
	(36) 自衛隊の災害派遣要請 (自衛隊法 (昭和29年法律第165号) 83①)		○																
	(37) 自衛隊等の出動要請に係る事務連絡					○													
2 防災行政無線に関する事務 この項中電波法 (昭和25年法律第131号) を「電波法」、電	(1) 無線局の設置の決定及び免許の申請 (電波法6)				○														
	(2) 工事設計等の変更の許可申請等 (電波法9①②④)					○													
	(3) 予備免許					○													

気事業法を「電事法」という。	後の工事の落成の届出 (電波法10)																		
	(4) 無線局の再免許申請 (電波法15)					○													
	(5) 無線設備の設置場所の変更等の申請 (電波法17)					○													
	(6) 無線局の廃止の決定及びその届出 (電波法22)				○														
	(7) 無線従事者の選任又は解任の届出 (電波法51 [39④])					○													
	(8) 電気主任技術者の選任又は解任の届出 (電事法43)					○													
	(9) 自家用電気工作物の工事計画等の届出 (電事法48)					○													
	(10) 防災行政無線等の増設の計画の決定		○																
	(11) 無線施設の保守実施計画の決定					○													
	3 活動火山対策特別措置法 (昭和48年法律第61号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	予想される災害の事態及びこれに対する措置に係る関係指定地方行政機関の長等への通報又は要請 (法12②)				○													

4 強くし なやかな 国民生活 の実現を 図るため の防災・ 減災等に 資する国 土強靱化 基 本 法 (平成25 年法律第 95号。以 下この項 中「法」 という。)の 施行に 関する事 務	国土強靱化 地域計画の策 定 (法13)	○												
--	----------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 消防保安課の表 9 の項第 50 号中「18② V」を「18② V VIII」に改め、同項第 61 号中「18② IX」を「18② VIII」に改め、同項第 85 号及び第 87 号中「18① I」を「18①」に改め、同表 11 の項第 1 号中「45②」を「169②」に改め、同項第 2 号中「46①, 47①, 47 の 2 ①②, 政令 12①」を「171①, 172①, 173①②, 政令 14①」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 6 生活衛生課の表 1 の項, 8 の項及び 9 の項の改正規定 令和 2 年 6 月 1 日
- (2) 別表第 6 水産振興課の表の改正規定及び別表第 6 農政課 (かごしまの食輸出戦略室及びかごしまの食ブランド推進室を含む。)の表の改正規定 (4 の項に係る部分を除く。) 令和 2 年 6 月 21 日
- (3) 別表第 6 社会福祉課の表の改正規定 令和 3 年 1 月 1 日